

市民が主体のまちづくり

連載
No.8

～名寄市自治基本条例～

本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」の施行（平成22年4月1日）から10年目を迎えました。

同条例第35条に基づく「見直し検討」を行うため、今年5月に公募や地域特性に識見を有する者など、12人の委員で構成する「名寄市自治基本条例検討委員会」を設置し、市民の意識や社会状況の変化などを考慮し、条例の見直し検討を行っています。

今月号では、第3回検討委員会の内容についてお知らせします。

9月19日(木)開催 第3回検討委員会

「社会状況の変化」をテーマにした第2回検討委員会のグループワークで出された意見に対する、名寄市の取り組みについて検証を行いました。

グループワークで出された主な意見	対応する条文	市の取り組み
<p>情報格差の拡大 スマートフォン、SNSの普及などにより、情報の取得や発信に関して年代でギャップが生じている。</p>	<p>第7条 情報共有 第28条 情報提供</p>	<p>広報誌、ホームページ、フェイスブックなどの多様な媒体による情報提供や、市長室開放事業、出前トークなどによる情報共有を行っています。</p>
<p>町内会に対する親近感の減少 町内会が身近なものでなくなってきた。</p>	<p>第9条 コミュニティ自治 第33条 コミュニティ支援</p>	<p>地域の核となる町内会組織の維持発展のため、町内会加入促進の取り組みを行うほか、町内会や小学校区を単位とした地域連絡協議会の自主的・継続的な活動に対する支援を行っています。</p>

検証の結果、自治基本条例の各条文や第19条に基づき策定された「総合計画」に掲げる計画事業において、社会状況の変化に対応した取り組みがなされていることを確認しました。

次回の検討委員会では、他自治体の自治基本条例との比較検証を行う予定です。



▲第3回検討委員会の様子